

よくある質問

Q. 盲老人ホームに入りたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

施設への直接のお申込み(契約)ではなく、市区町村長の決定が必要です。

養護(盲)老人ホームは、「経済的理由」及び「環境上の理由」により、在宅での生活が困難な65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。

(※やむを得ない場合は、60歳以上から対象になる場合がありますので、市区町村の役所へご相談ください)

●入所の基本的な流れ

- 1.入所相談** 市区町村の役所(役場)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員、養護(盲)老人ホームなどにご相談ください。
- 2.お申込み** 入所のお申込みは、お住いの市区町村の役所(役場)窓口で行います。
- 3.調査** 本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況、その他必要な事項について調査が行われます。
- 4.入所判定委員会** 調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の要否について判断します。
- 5.決定から入所** 市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定します。



Q. 盲老人ホームとはどのようなところですか？

視覚障がいを持つ高齢者の老人ホームです。

視覚、または聴覚に障がいのある入所者の数が7割を超える養護老人ホームが盲養護老人ホームです。施設は、視覚障がい者の方にとって、安心・安全な生活を送ることができるよう、さまざまな配慮がされています。施設設備における配置基準は、一般の養護老人ホームと同じですが、全国の盲養護老人ホームには、入所者が自立した生活が送れるよう、共通して配慮されている専門的ハード面があります。例えば、手すり・点字ブロック、誘導チャイム等を設置することで施設内の場所を安全に行き来することができます。居室はプライバシーを保った生活ができるよう様々な配慮がされています。個室化もすすんでいます。職員は、視覚障がい者の方への専門的ケア研修を受けています。普段の会話から生活のお手伝いまで、信頼関係を築きながら、入所者の「見えない・見えにくい」部分を補い、できることを増やして、生活をより楽しく、より豊かになるよう支援しています。



Q. 費用はどれくらいかかるのですか？

費用は老人福祉法の定めにより公費負担ですが、本人及び扶養義務者の収入によって一部負担金があります。金額は前年度の収入により、各市区町村が決定します。

※入居金や一時金等はありません。



Q. 全盲でないと入れないのですか？

視覚障がい者、聴覚障がい者が対象です。

視覚障がい者は、全盲の方だけでなく弱視(ロービジョン)の方も含まれます。



Q. 身体障がい手帳を持っていないと入れないのですか？

入所資格については、視覚に障がいがあったり、不安のある方が対象で、必ずしも必要ではありませんが、入所の要否は市町村長の判断となります。

視覚障がいについては、「身体障がい者手帳の障がいの程度が1級又は2級もしくはこれに準ずる視覚障がいの状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障が認められる視覚障がい者を有するもの」となっています。(聴覚障がいの取り扱いについても準ずる)

Q. 要介護認定を持っていないと入れないのですか？

盲養護老人ホームは介護保険施設ではないので、入所に際して要介護認定は必要ではありません。

全盲老連加盟施設の入所者の介護認定の状況は、自立、要支援、要介護1～5とさまざまです。

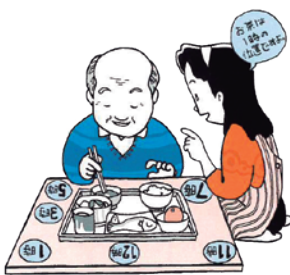


Q. どんな生活をしているのですか？

栄養バランスの取れた食事や安全に入浴できる設備や支援により安心して生活を送ることができます。

余暇活動は、入所者の生活歴を活かしながら、楽しみを増やし、生きがいをもって生活をしていただけるような支援を心掛けています。その一例として、クラブ活動や年間を通じて様々な施設行事や地域との交流も積極的に行われています。

他の入所者とお話を楽しんだり、ガイドヘルパーを利用して、買物や散歩など外出を楽しまれている方も多いです。



Q. 入所後は、最期まで盲老人ホームで生活できますか？

例えば、インスリン注射が自分でできなくなったり、胃ろうが必要になるなど、医療行為が継続的に必要になる場合や、認知症が進んで常時介護が必要となった場合等は、適切な施設へ転園していただく場合があります。施設によって異なりますので、詳しくは直接施設へお問い合わせください。

